

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経 規程第22号

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程(16経規程第51号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(契約担当役等が定める一般競争参加者の資格)

第6条の2 契約担当役等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第2項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

附 則(17 経 規程第22号)

この規程は、平成17年3月28日から施行し、改正後の国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程の規定は、平成17年1月1日から適用する。